

中間申告書の提出期限の延長に関するお知らせ

- 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、**中間申告書をその提出期限までに提出することが困難な場合には、その提出期限の延長が認められます。**

提出期限の延長に関する手続き等について

- 提出期限を延長するには手続きが必要となります。
- 中間申告書については、その提出期限までに提出がなかった場合には、その提出期限に提出があったものとみなされることとされていますが、みなされた後であっても、提出期限の延長は可能です。
- **中間申告書の提出ができることとなった時点で結構ですので、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に「新型コロナウイルス感染症の影響による期限延長申請」である旨を記載し、提出していただきますようお願いします。**
(注) 中間申告書が提出できない状態が確定申告書の提出期限まで続く場合には、中間申告書の提出は不要となります。
- 提出期限の延長申請を予定されている場合であっても、督促状が送付される場合がありますが、上記と同様に、中間申告書の提出の際に、その中間申告書の余白部分に期限の延長申請である旨を記載し、提出していただくことにより、その提出日まで提出期限が延長され、その督促状は効力を失います。
- なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、中間申告に係る納付税額を一時に納付することが困難と認められる場合には、税務署に申請することにより、**納税についての猶予制度を適用できる場合があります。**
- ご不明な点等ございましたら、所轄の税務署へお問合せください。